

原議保存期間30年
(平成55年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙保発第4号
平成25年2月6日
警察庁生活安全局長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の
施行について(通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成
25年政令第29号)が本日公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった(別添
1、2参照)。

本改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされた
い。

なお、以下この通達において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭
和23年法律第122号)を「法」と、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行
令(昭和59年政令第319号)を「令」という。

記

1 改正の趣旨

遊技機の認定等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、遊技機の認定等に係
る手数料の標準を改めるものである。

2 改正の概要

(1) 遊技機の型式試験等に係る手数料の標準の見直し(令第10条の2関係)

遊技機の型式試験に係る手数料の標準について、試験機器の最新化や事務の合理化
等の試験事務の実態、最新の単価を積算に反映させる観点から、これを改めるととも
に、型式試験と同じ内容の試験事務を含む遊技機の認定、遊技機の型式の検定及び指
定試験機関が行う遊技機試験についても、それぞれの実態を踏まえつつ手数料の標準
を改めた。

(2) 風俗営業の許可等に係る手数料の標準の見直し(令第16条関係)

風俗営業の許可及び遊技機の変更の承認についても、遊技機の認定等と同じ内容の
事務を含むこと等から、それぞれの実態を踏まえつつ手数料の標準を改めた。

3 運用上の留意事項

法第20条第8項及び第43条は、都道府県は、上記の手数料の徴収については、令で定める者から、令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならないとしていることから、各都道府県警察にあっては、知事部局と緊密に連携を図り、的確に警察関係手数料条例の改正作業を行うこと。

また、同改正の内容等については、関係団体等に対する各種機会を通じた周知並びに警察本部及び警察署の風俗営業担当者に対する教養を徹底し、手数料の適切な徴収に万全を期すこと。

「十三万八千円」を「百二十四万千円」を「百二十二万八千円」に、「二十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万二千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万九千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万九千円」に改め、同表の三の項の(一)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同項の(二)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同項の(三)中「五千七百円」を「二万九千円」に改め、同項の(四)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三千三百円」に改め、同項の(五)及び(六)中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同項の(七)中「二万五千三百円」を「三万五千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千円」に改め、同表の四の項の(一)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万九千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千五百円」に、「二十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項の(二)中「百八十一万二千五百円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千三百円」を「四十八万六千円」に改め、同項の(三)中「百八十八万七千二百円」を「百五十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項の(四)中「百八十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の備考一「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円」を「一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(三)の下欄に定める額から八千円」に改め、同表の備考二「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、

第十六条の表の一の項の(一)「以外の遊技機」の下に「(以下「未認定遊技機」という。)を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「一万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の(二)「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「認定を受けた遊技機」に、「(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に算じて得た額を加算した額」を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同項の(三)中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の二の項の(一)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」に改め、同項の(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」に改め、同表の備考二「同時に」の下に「当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に算じて得た額を加算した額」に、「未認定遊技機」を「特定未認定遊技機」に改め、同表の備考三「同時に」を「八千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考四「同時に」を「六千八百円」に改め、

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十号

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令(平成二十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」を「介護保険法第四十一条本文の指定等」に改める。

本則中「平成二十五年二月二十八日」を「平成二十五年八月三十一日」に改め、第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る改正規定は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則中第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る改正規定は、平成二十五年三月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

総務省令第五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十五年政令第二十八号)の施行に伴い、並びに地方自治法施行令(昭和二十二年政令第六号)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の規定に基づき、並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)を実施するため、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日
総務大臣 新藤 義孝

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(地方自治法施行規則の一部改正)

第一条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項中、「条例制定又は改廃請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十条第一項及び第二項中、「事務監査請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十一条第一項及び第二項中、「解散請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十二条の二中、「規約変更申請請求のための署名収集責任届出書」を削る。

別記投票用紙様式の一その一備考一「この様式は、」の下に「地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その一備考五中「地方自治法」を「地方自治法第二百八十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法」に改める。

別記投票用紙様式の一その二備考一「この様式は、」の下に「地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（法第二十条第八項の政令で定める者及び額） 第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>					
政令で定める者	区 分	政令で定める額	政令で定める者	区 分	政令で定める額
一 法第二十条第二項の認定 単に「 認定」とい う （を） 受けよ	(一) 法第二十条第五項の指定試験機 関（以下単に「指定試験機関」と いう。）が行う認定に必要な試験 （以下「遊技機試験」という。） を受けた遊技機について認定を受 けようとする場合 (二) 法第二十条第四項の検定（以下 単に「検定」という。）を受けた 型式に属する遊技機（遊技機試験 を受けたものを除く。）について	<u>二千二百円</u>	一 法第二十条第二項の認定 単に「 認定」とい う （を） 受けよ	(一) 法第二十条第五項の指定試験機 関（以下単に「指定試験機関」と いう。）が行う認定に必要な試験 （以下「遊技機試験」という。） を受けた遊技機について認定を受 けようとする場合 (二) 法第二十条第四項の検定（以下 単に「検定」という。）を受けた 型式に属する遊技機（遊技機試験 を受けたものを除く。）について	<u>二千七百円</u>
		<u>四千三百四十円</u>			<u>二千七百二十円</u>

うとす る者	認定を受けようとする場合	三万五千元
(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機 について認定を受けようとする場 合 1 ぱちんこ遊技機 (1) 入賞を容易にするための装 置であつて国家公安委員会規 則で定めるもの(以下「特定 装置」という。)が設けられ ているもの(当該特定装置を 連続して作動させることがで きるものに限る。) (一) マイクロプロセッサ(一) 電子計算機の中央演算処理 装置を構成する集積回路を いう。以下同じ。(一)を内蔵 するもの (一) (一)に掲げるもの以外のも の (2) 特定装置が設けられている もの(一)に掲げるものを除く 。 (一) マイクロプロセッサを 内蔵するもの	一万六千三百円	二万九千元

うとす る者	認定を受けようとする場合	三万七百元
(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機 について認定を受けようとする場 合 1 ぱちんこ遊技機 (1) 入賞を容易にするための装 置であつて国家公安委員会規 則で定めるもの(以下「特定 装置」という。)が設けられ ているもの(当該特定装置を 連続して作動させることがで きるものに限る。) (一) マイクロプロセッサ(一) 電子計算機の中央演算処理 装置を構成する集積回路を いう。以下同じ。(一)を内蔵 するもの (一) (一)に掲げるもの以外のも の (2) 特定装置が設けられている もの(一)に掲げるものを除く 。 (一) マイクロプロセッサを 内蔵するもの	八千二百円	二万四千七百元

二 検定 を受け		
(-) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下「型式試験」という	<p>(1) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じゃん球遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>一万六千三百円</p> <p>一万四千四百円</p> <p>五万九千円</p> <p>二万三千円</p> <p>三万五千円</p> <p>一万九千円</p> <p>三万五千円</p> <p>一万九千円</p> <p>二万九千円</p> <p>二万二千六百元</p> <p>三千九百元</p>

二 検定 を受け		
(-) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下「型式試験」という	<p>(1) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じゃん球遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>八千二百円</p> <p>五千九百元</p> <p>五万九千七百円</p> <p>一万四千七百円</p> <p>三万七百元</p> <p>一万八百元</p> <p>三万七百元</p> <p>一万八百元</p> <p>二万四千七百円</p> <p>三千六百八十円</p> <p>六千三百円</p>

よつと する者		六千三百円
<p>。()を受けた型式について検定を受けようとする場合</p> <p>(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合</p> <p>(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>() マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>() ()に掲げるもの以外のもの</p> <p>の</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>() マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>() ()に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百四十三万五千円</p> <p>四十三万八千円</p> <p>百十二万八千円</p> <p>四十三万八千円</p>	

よつと する者		一万八千円
<p>。()を受けた型式について検定を受けようとする場合</p> <p>(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合</p> <p>(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>() マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>() ()に掲げるもの以外のもの</p> <p>の</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>() マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>() ()に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百五十三万円</p> <p>二十九万六千円</p> <p>百十四万円</p> <p>二十九万六千円</p>	

<p>三 遊技 機試験 を受け ようと する者</p>	
<p>(-) ぱちんこ遊技機について遊技機 試験を受けようとする場合 1 特定装置が設けられているも の(当該特定装置を連続して作 動させることができるものに限 る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの</p>	<p>の (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外 のもの 333万八千円</p> <p>2 回胴式遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 662万2千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 477万9千円</p> <p>3 アレンジボール遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 448万8千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 48万2千円</p> <p>4 じゃん球遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 147万7千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 48万8千円</p>
<p>四万三千三百円</p>	<p>三十三万八千円 百六十二万二千円 四十七万九千円 百四十八万八千円 四十八万二千円 百四十七万七千円 四十八万八千円</p>

<p>三 遊技 機試験 を受け ようと する者</p>	
<p>(-) ぱちんこ遊技機について遊技機 試験を受けようとする場合 1 特定装置が設けられているも の(当該特定装置を連続して作 動させることができるものに限 る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの</p>	<p>の (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外 のもの 177万4千円</p> <p>2 回胴式遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 881万6千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 399万9千円</p> <p>3 アレンジボール遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 193万3千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 349万9千円</p> <p>4 じゃん球遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 192万2千円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 348万8千円</p>
<p>三万二千三百円</p>	<p>十七万四千円 百八十一万六千円 三十九万九千円 百十九万三千円 三十四万九千円 百十九万二千円 三十四万八千円</p>

(五)	(一)から(四)までに掲げる遊技機以外のもの	(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	二万三千百円		
		2	特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)			
			(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	三万六千三百円		
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	二万三千円		
			3	1又は2に掲げるもの以外のもの	二万円	
		(二)	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	六万八千三百円
				2	1に掲げるもの以外のもの	三万三百円
				(三)	アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
		1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	四万二千三百円		
			2	1に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円	
(四)	じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	四万二千三百円		
		2	1に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円		

(五)	(一)から(四)までに掲げる遊技機以外のもの	(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	八千百円		
		2	特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)			
			(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	二万五千三百円		
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	八千百円		
			3	1又は2に掲げるもの以外のもの	五千七百円	
		(二)	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	六万二千三百円
				2	1に掲げるもの以外のもの	一万五千三百円
				(三)	アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
		1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	三万三千三百円		
			2	1に掲げるもの以外のもの	一万八百円	
(四)	じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	三万三千三百円		
		2	1に掲げるもの以外のもの	一万八百円		

	<p>外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万六千三百円</p> <p>一万九千五百円</p>
<p>四 型式試験を受けようとする者</p>	<p>(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p>	<p>百四十四万二千元</p> <p>四十四万五千元</p> <p>百十三万五千元</p> <p>四十四万五千元</p> <p>三十四万五千元</p>

	<p>外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>二万五千三百円</p> <p>三千三百円</p>
<p>四 型式試験を受けようとする者</p>	<p>(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p>	<p>百五十二万四千二百円</p> <p>二十九万二百円</p> <p>百十三万五千二百円</p> <p>二十九万二百円</p> <p>十六万八千二百円</p>

<p>備考</p> <p>一 認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。</p> <p>二 遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に</p>	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百六十二万八千円</p>
	<p>(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百十五万五千円</p>
	<p>(四) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四十八万九千円</p>
	<p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四十八万八千円</p>

<p>備考</p> <p>一 認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円を減じた額とする。</p> <p>二 遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に</p>	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百八十一万二百円</p>
	<p>(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百十八万七千二百円</p>
	<p>(四) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三十四万三千二百円</p>
	<p>2 1 に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三十四万二千二百円</p>

当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。

(法第四十三条の政令で定める者及び額)
 第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする者 (一) ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 1 三月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業 (二) ぱちんこ屋又は第七条に規定する	(一) 1又は2に定める額に、 <u>一万五千元</u> <u>二万五千元</u>

他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。

(法第四十三条の政令で定める者及び額)
 第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする者 (一) ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。 1 三月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業 (二) ぱちんこ屋又は第七条に規定する	(一) 1又は2に定める額に、 <u>一万六千元</u> <u>二万七千元</u>

営業について許可を受けようとする
場合で営業所に設置する遊技機に未
認定遊技機があるとき。

二千八百円（検定を受けた
型式に属する未認定遊技機
以外の未認定遊技機（以下
「特定未認定遊技機」とい
う。）がある場合にあつて
は、五千六百円に当該特定
未認定遊技機が属する型式
の数を二千四百円に乗じて
得た額を加算した額）を加
算した額に、未認定遊技機
一台ごとに四十円（特定未
認定遊技機については、そ
れぞれ第十条の二の表の一
の項の(三)の下欄に定める額
から八千円を減じた額）を
加算した額

(三) ぱちんこ屋及び第七条に規定する
営業以外の風俗営業について許可を
受けようとする場合

- 1 三月以内の期間を限つて営む営
業
- 2 その他の営業

二 法第二十条第十項において準用する
法第九条第一項の承認（以下単に「承

営業について許可を受けようとする
場合で営業所に設置する遊技機に認
定を受けた遊技機以外の遊技機があ
るとき。

認定を受けた遊技機以外の
遊技機一台ごとに二十円（
検定を受けた型式に属する
遊技機以外の遊技機につい
ては、それぞれ第十条の二
の表の一の項の(三)の下欄に
定める額から二千七百円を
減じた額）を加算した額

(三) ぱちんこ屋及び第七条に規定する
営業以外の風俗営業について許可を
受けようとする場合

- 1 三月以内の期間を限つて営む営
業
- 2 その他の営業

二 法第二十条第十項において準用する
法第九条第一項の承認（以下単に「承

<p>認」という。()を受けようとする者</p> <p>(一) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>	<p>二千四百円</p> <p>五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額</p>
<p>備考</p> <p>一 許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る政令で定める額は、それぞれ一の下欄に定める額から八千六百円を減じた額とする。</p> <p>二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における政令で定める額は、それぞれ一の下欄</p>	

<p>認」という。()を受けようとする者</p> <p>(一) 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>	<p>三千四百円</p> <p>三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から二千七百円を減じた額)を加算した額</p>
<p>備考</p> <p>一 許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る政令で定める額は、それぞれ一の下欄に定める額から九千三百円を減じた額とする。</p> <p>二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における政令で定める額は、それぞれ一の下欄</p>	

に定める額に六千八百円を加算した額とする。

に定める額に七千四百円を加算した額とする。